

## ◀ 「VBA 不動産使用料支払調書」 システム ▶

「VBA 不動産使用料支払調書」システムのデータの入力用フォーム、表示と印刷用のワークシートについて説明します。

### ■ 「VBA 不動産使用料支払調書」のメインメニュー

このシステムは税務署に提出する「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受け対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」と「法定調書合計表」を作成します。データの登録と変更はすべて入力用ユーザーフォームから行います。Excel のワークシートは不動産使用料支払調書と法定調書合計表の表示用になります。

不動産使用料支払調書		平成29年版 VER 4.70 支払者	株式会社 サンプルデータ
平成29年分（500人管理用）		平成29年版システム有効期限 平成30年12月	
開始	システムの設定	<a href="#">支払者データ登録</a> <a href="#">データの削除、ファイル処理</a>	
編集	支払調書の編集	<a href="#">不動産の使用料等支払調書と合計表データの入力</a>	
表示	支払調書の表示	<a href="#">不動産の使用料等支払調書と合計表シートの表示</a>	
印刷	支払調書の印刷	<a href="#">不動産の使用料等支払調書と合計表シートの印刷</a>	
ヘルプ	システムの説明	<a href="#">システム使用方法の説明と注意事項(PDF)</a>	
HP情報	HP・最新情報	<a href="#">ホームページの表示とシステムの最新情報</a>	
終了	システムの終了	<a href="#">データの保存とシステムの終了処理</a>	

#### ○ 「開始」

支払者データの登録とファイルの保存と読込処理をします。入力したデータをすべて削除します。

#### ○ 「編集」

「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受け対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」データの入力と編集をします。「不動産の使用料等の支払調書」は 500 人分まで登録できます。

#### ○ 「表示」

「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受け対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」と「法定調書合計表」の Excel ワークシートを表示します。

#### ○ 「印刷」

「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受け対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」と「法定調書合計表」の Excel ワークシートを印刷します。

「印刷」メニューからは、全データを一括印刷しますので印刷途中での中止はできません。

#### ○ 「ヘルプ」

ヘルプの PDF ファイルを表示します。PDF ファイルはシステムと同じフォルダにあることが必要です。

#### ○ 「HP 情報」

Soft-j.com のホームページを表示します。システムの最新情報とエラー情報を確認できます。

#### ○ 「終了」

「システム終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。

データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時には必ずこのボタンを使用してください。

## ■ 「VBA 不動産使用料支払調書」システムのご利用について

「不動産使用料支払調書」は、「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受け対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」と「法定調書合計表」を作成するシステムです。

### 《システムのご利用について》

「不動産使用料支払調書」は、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2016/2013/2010/2007 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

### 《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

#### 1) システムの使用期限

平成 29 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から平成 30 年 12 月 31 日までとなっています。  
このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

#### 2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

#### 3) 使用权

本システムの使用权は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。  
本システムの使用权は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。  
本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

#### 4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的いかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

### 《システムの注意事項について》

#### 1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

#### 2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのまま入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開くことが必要になります。

### Windows XP Excel2003 のサポート終了について

マイクロソフト社による Windows XP Excel2003 のサポートは平成 26 年 4 月で終了しています。

このサポート終了により、平成 26 年 4 月以降は弊社でも Excel2003 での動作の保証はできませんので Excel2003 用ファイルは公開していません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

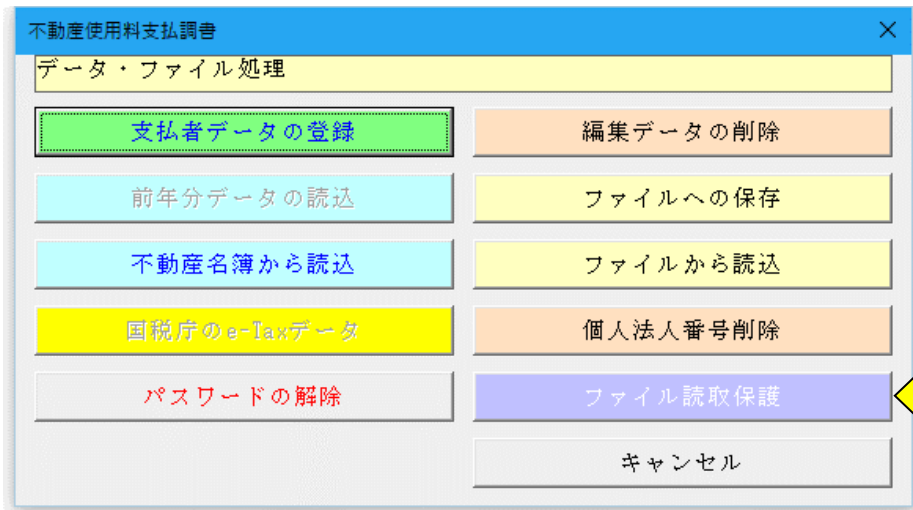
## ■ マイナンバー（社会保障・税番号制度）への対応について

### ● ファイルを開くパスワードの設定について

マイナンバーは適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。このため給与計算・年末調整システムもマイナンバーを扱う必要のある担当者のみがファイルの参照や更新ができるような仕組みが必要になります。給与計算・年末調整システムは Excel ファイルですので、ファイルを開くときのパスワードを設定して対応します。

### ▼ Excel ファイルを開くときに「読み取りパスワード」を設定する手順

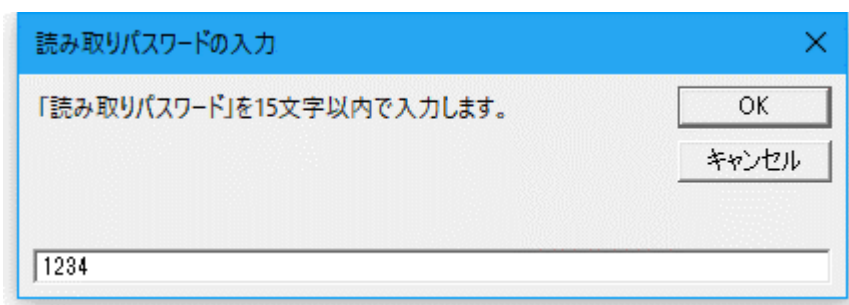
1. 「開始」メニューの「ファイル読取保護」ボタンをクリックします。表示されるメッセージでは「OK」ボタンをクリックします。



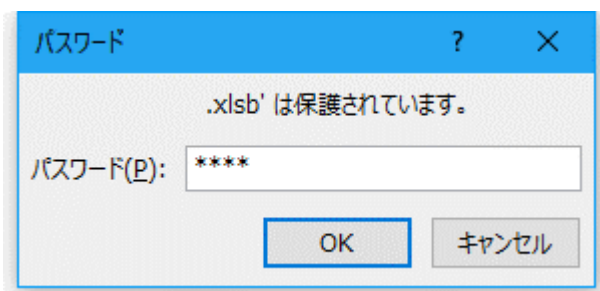
#### 《ファイルの保護》

マイナンバーなどの第三者に見られると支障がある Excel ファイルに読み取りパスワードを設定して、ファイルを開く際にパスワードが必要とすることができます。

2. 「読み取りパスワード」を 15 文字以内で入力します。



3. 次のこのファイルを開く場合は、設定した「読み取りパスワード」の入力が必要になります。



#### 《ご注意》

Excel ファイルに設定した読み取りパスワードを忘れると、システムのファイルを開くことができなくなりますのでご注意ください。

## ● 不動産使用料や不動産の支払調書へのマイナンバーの記載について

不動産使用料や不動産の支払調書には、支払者の個人番号または法人番号と支払を受ける者の個人番号を記載しなければなりません。

しかし不動産使用料や不動産の支払を受ける人に、支払調書を控用紙として交付する場合には社会保障、税および災害対策に関する利用とはならないためにマイナンバーを記載することはできません。

このため支払調書の「受給者交付用」にはマイナンバーは印刷されないようになっています。

## ● 保存期間が経過したマイナンバーの削除について

退職などでマイナンバーが不要になれば、企業は速やかにその情報を破棄する必要があります。給与計算・年末調整システムは年度更新時に退職者を削除できますので、同時にマイナンバーも削除されます。

さらにマイナンバーの安全管理のためには、法令で規定されている保存期間が経過して不要になれば速やかに破棄することになります。

このシステムでは、源泉徴収票と支払調書の提出後または次年度へのデータの更新後にマイナンバーの法定の保存期間が経過した場合は、「開始」メニューの「個人法人番号削除」ボタンからシステムに登録した個人番号と法人番号のみを削除することができます。



## ● 「VBA 不動産使用料支払調書」システムの年度更新処理について

「VBA 不動産使用料支払調書」の年度更新処理は「開始」メニューの「前年データ読込」ボタンで前年分のファイルから直接データの移行ができます。

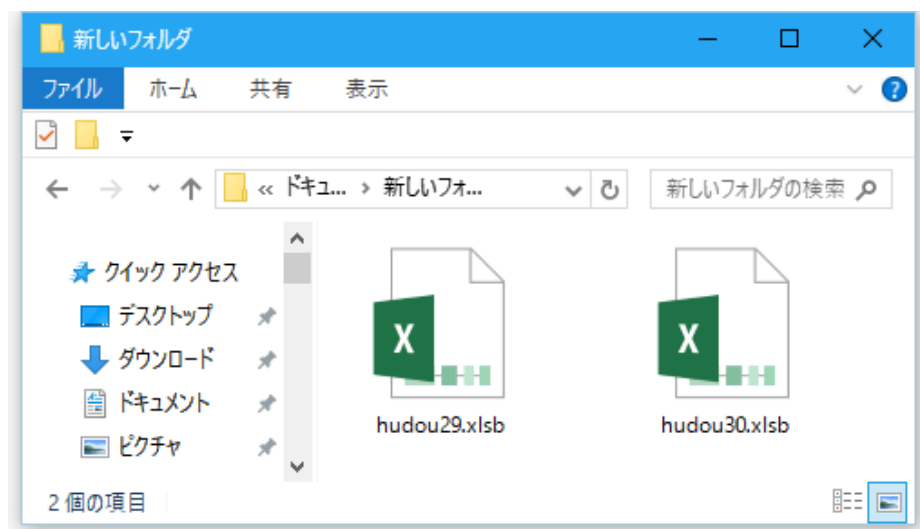
前年分と本年分のシステムファイルが同じフォルダにないと、この処理は実行できません。

この処理前に「ファイルへの保存」処理で前年分のデータを CSV ファイルにバックアップしておいてください。

平成 30 年版システムの「開始」メニューの「前年データ読込」ボタンで、前年の住所・氏名・扶養家族名などのデータが読込まれます。扶養親族名も読込まれますので、不要な場合はデータを削除してください。

この機能は平成 30 年版から使用することができますが、平成 29 年の初年度版では使用することができません。

## ○ 「VBA 不動産使用料支払調書」の前年分ファイルからのデータの移行について



前年分ファイルから当年分ファイルへのデータの移行方法は平成 29 年版の hudou29.xlsb と平成 30 年版の hudou30.xlsb を同じフォルダに置きます。

「VBA 不動産使用料支払調書」は「開始」メニューの「前年データ読込」ボタンで前年分のファイルから直接データの移行を実行できます。

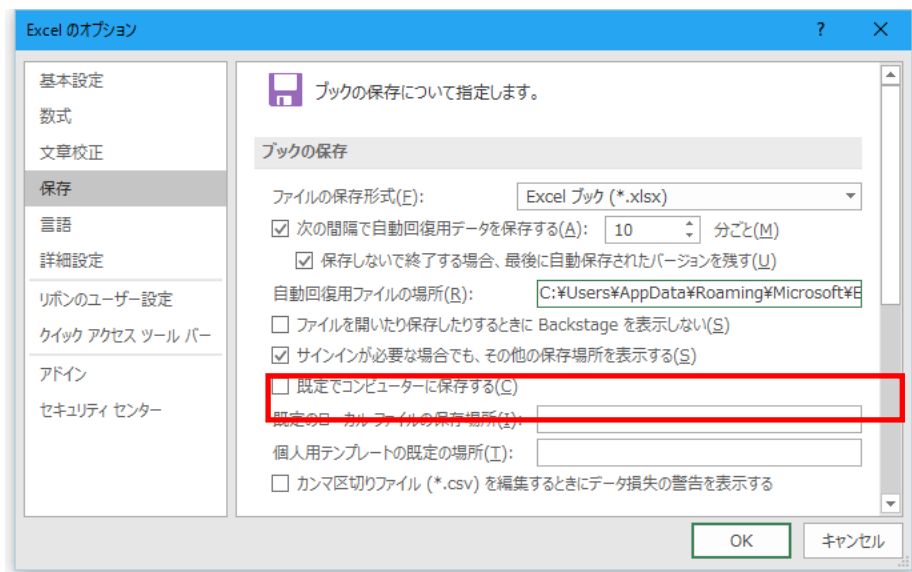
前年中の退職者については「開始」メニューの「退職者データ削除」ボタンから一人ごとに削除できます。



## 《データ移行についてのご注意》

「開始」メニューの「前年分データ読込」を実行しても、前年分の Excel ファイルから正常に年度更新ができない場合があります。

その場合は、「Excel のオプション」から「保存」の「既定のローカルファイルの保存場所」を空欄にしてから「前年分データ読込」の年度更新処理を再度実行してみてください。



「既定のローカルファイルの保存場所」に ZIP ファイルを解凍（展開）した後の前年分の Excel ファイルがあると、正常に年度更新処理ができません。

これは Excel の機能で、最初に「既定のローカルファイルの保存場所」にファイルを探しに行くためです。Excel が「既定のローカルファイルの保存場所」でファイルを見つけると、そのファイルで処理を実行します。

## ■ 「VBA 不動産使用料支払調書」 システムのバージョンアップとデータの移行

「VBA 不動産使用料支払調書」 システムのバージョンアップについて説明します。

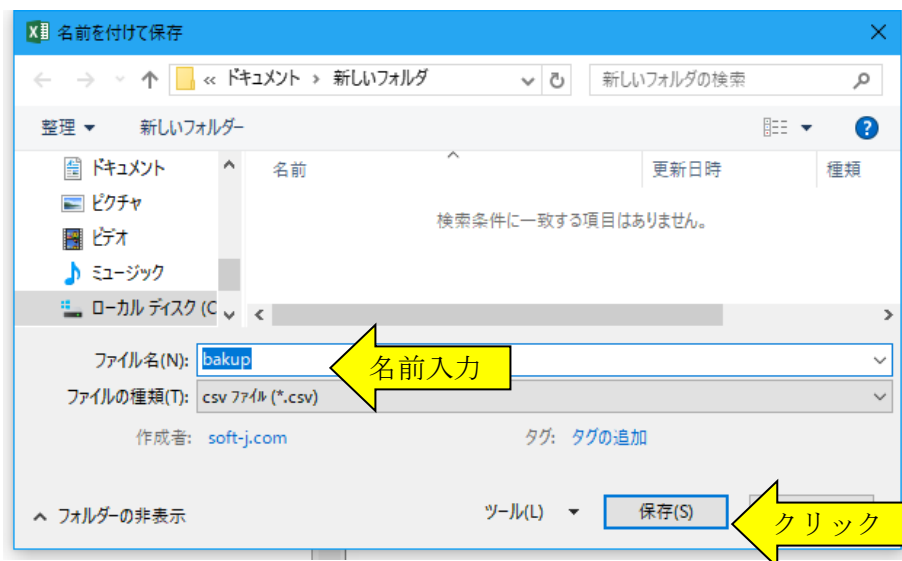
### ■ 「VBA 不動産使用料支払調書」 でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

編集集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。  
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。  
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。  
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。  
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくと管理しやすくなります。

※ この CSV ファイルにはマイナンバー（個人番号）も保存されますので取扱いに注意してください。

## ■ 「VBA 不動産使用料支払調書」のダウンロードとパスワード（ライセンスキー）の解除

Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。  
圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

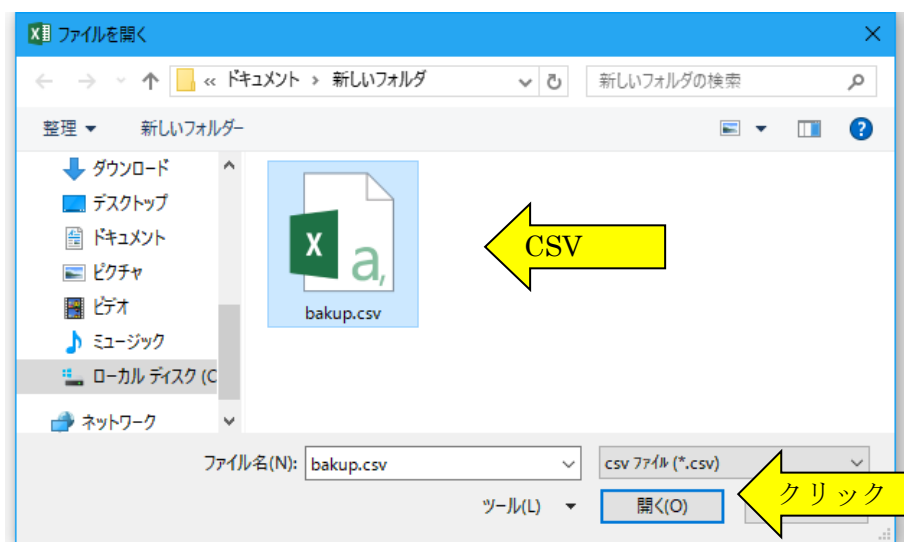
## ■ 「VBA 不動産使用料支払調書」での CSV ファイルからのデータの復元

CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。  
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



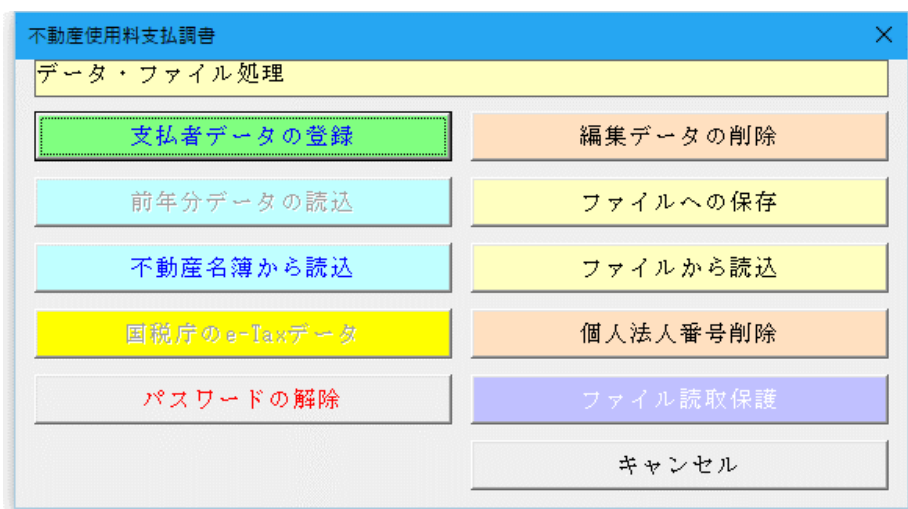
2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。  
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。  
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。





## ■ 「開始」メニュー

### ■ 「不動産使用料支払調書」システムの「開始」メニュー



- 「支払者データの登録」 不動産の使用料などの支払者データを入力します。
- 「パスワードの解除」 パスワード（ライセンスキー）を入力します。
- 「編集データの削除」 登録している全データを削除します。
- 「ファイルへの保存」 編集中のデータを CSV ファイルへ保存します。
- 「ファイルから読込」 保存した CSV ファイルからデータを読込みます。
- 「個人法人番号削除」 マイナンバーの個人番号と法人番号を削除します。
- 「不動産名簿から読込」 Excel で作成した不動産使用料名簿ファイルからデータを読込みます。

ユーザーが Excel で作成している不動産使用料支払先の住所や氏名データを「不動産使用料名簿」ファイルにコピーするとシステムのファイルに一括して読込むことができます。

NO	郵便番号	住所	氏名	個人番号
1				
2		このファイルは「VBA 不動産支払調書」の「開始」メニューの「不動産名簿データ読込」で使用します。		
3		このファイルに支払先のデータを入力すると、「VBA 不動産使用料支払調書」にコピーできます。		
4				
5				
6				
7				
8		<<ご注意>> ファイルとシートの名称は変更しないでください。		
9				
10				
11	100-0012	東京都港区	佐藤一郎	123456789120
12	100-0023	東京都渋谷区	鈴木次郎	221452125963
13	100-0034	東京都練馬区	高橋幸子	332145698965
14	100-0987	東京都新宿区	田中四郎	445263120123
15	5			
16	6			
17	7			
18	8			
19	9			
20	10			

■ 「提出者データの登録」 データの入力フォーム

■ 「提出者データの登録」

支払調書の支払者データの登録

年 度	平成29年分		
郵便番号	100-4521		
住 所	東京都港区虎ノ門 虎ノ門ヒルズ		
氏名・名称	株式会社 サンプルデータ		
代表者氏名	山田 太郎		
電話番号	03-1234-9999		
提出税務署	品川	個人番号又は法人番号	9876543219876
税務署番号	06121		
自社整理番号	00122512		

税務署番号と自社の整理番号を表示する

パスワードを解除すると「住所」と「氏名・名称」のデータが源泉徴収票と支払調書に表示されます。

○ K      キャンセル

## ■ 「編集」メニュー

### ■ 「不動産使用料支払調書」システムの「編集」メニュー

不動産使用料支払調書

データの編集

不動産使用料等の支払調書

不動産譲受け対価支払調書

不動産売買手数料支払調書

キャンセル

#### ○ 「不動産使用等の支払調書」

「不動産の使用料等の支払調書」のデータを入力します。

#### ○ 「不動産譲受け対価支払調書」

「不動産等の譲受け対価の支払調書」のデータを入力します。

#### ○ 「不動産売買手数料支払調書」

「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」のデータを入力します。

## ■ 「不動産使用料支払調書」の入力フォーム

### ■ 「不動産の使用料等の支払調書」

不動産の使用料等の支払調書

整理番号 1  税務署へ提出する 支払金額の合計が15万円超の場合です。

郵便番号

住所(住居)又は所在市 福岡県福岡市博多区博多駅東

氏名又は名称 大田 四郎 個人番号又は法人番号 12514528520

支払金額 | 摘要・あっせん者 |

区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額
家賃	福岡市博多区博多駅西	鉄骨造2階建店舗	120㎡(1月～12月)月200,000	2,400,000
地代	福岡市中央区天神	宅地	300㎡(1月～12月)月50,000	600,000
更新料	同上	同上	300㎡ 1㎡15,000	4,500,000
				0
				0

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

### ▼ 「不動産の使用料等の支払調書」の提出範囲について

「不動産の使用料等の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払をする法人と不動産業者である個人が作成します。

(不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいるときは提出義務がありません。)

「不動産の使用料等の支払調書」の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるものですが、法人に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみを提出します。

このため、法人に対して家賃や賃借料のみ支払っている場合は支払調書の提出は必要ありません。

この15万円は消費税及び地方消費税の額を含めて判断しますが、消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合にはその額を含めないで判断することができます。

不動産の使用料等には、土地、建物の賃借料だけでなく次のようなものも含まれます。

- (1) 地上権、地役権の設定あるいは不動産の賃借に伴って支払われるいわゆる権利金、礼金
- (2) 契約期間の満了に伴い、又は借地の上にある建物の増改築に伴って支払われるいわゆる更新料、承諾料
- (3) 借地権や借家権を譲り受けた場合に地主や家主に支払われるいわゆる名義書換料

また、催物の会場を賃借する場合のような一時的な賃借料、陳列ケースの賃借料、広告等のための塀や壁面等のように土地、建物の一部を使用する場合の賃借料についても、支払調書を提出する必要があります。

なお、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払の確定する対価に係る支払調書から、マイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

## ■ 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」

The screenshot shows a software window titled "不動産等の譲受けの対価の支払調書" (Form for Payment Statement of Consideration for Transfer of Real Estate). The interface includes the following fields and controls:

- 整理番号** (File No.): 1
- 郵便番号** (Postal Code): [Empty]
- 住所(住居)又は所在簿** (Address/Residence or Land Register): 札幌市中央区大通西
- 氏名又は名称** (Name or Name): 内山 五郎
- 個人番号又は法人番号** (Individual or Corporate Number): 812589656320
- 支払金額** (Payment Amount): 摘要・あっせん者 |
- Table of Payment Items:**

区分	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額
土地	札幌市中央区大通東	宅地	165㎡	H29.3.18	25,000,000
					0
					0

At the bottom, there are navigation buttons: 最初 (First), 前へ (Previous), 次へ (Next), 最後 (Last), 保存 (Save), クリア (Clear), and 終了 (End). There are also informational messages: "前後のデータに移動します" (Move to previous/next data) and "データの編集は「保存」ボタンで確定します。" (Editing data is confirmed by the 'Save' button).

## ▼ 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の提出範囲について

「不動産等の譲受けの対価の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利、総トン数 20 トン以上の船舶、航空機の対価の支払をする法人と不動産業者である個人が作成します。

(不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいるときは提出義務がありません。)

「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が 100 万円を超えるものです。

この 100 万円は消費税及び地方消費税の額を含めて判断しますが、消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合にはその額を含めないで判断することができます。

なお、不動産等の譲受けには、売買のほか、交換、競売、公売、収用、現物出資等による取得も含まれます。

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払の確定する対価に係る支払調書から、マイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

また、不動産等の譲受けの対価のほか補償金が支払われるものについては、支払調書の摘要欄に次の区分による補償金の種類と金額を記載してください。

- (1) 建物等移転費用補償金
- (2) 動産移転費用補償金
- (3) 立木移転費用補償金
- (4) 仮住居費用補償金
- (5) 土地建物等使用補償金
- (6) 収益補償金
- (7) 経費補償金
- (8) 残地等工事費補償金
- (9) その他の補償金

## ■ 「不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書」

不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書

整理番号   税務署へ提出する 支払金額の合計が15万円超の場合です。

郵便番号

住所(住居)又は所在地

氏名又は名称  個人番号又は法人番号

支払金額 | あっせん不動産・摘要 |

区分	支払確定年月日	支払金額
譲渡	H28.12.6	850,500
		0

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

## ▼ 「不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書」の提出範囲について

「不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書」は、不動産、不動産の上に存する権利、総トン数 20 トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付のあっせん手数料の支払をする法人と不動産業者である個人の人を作成します。(不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいるときは提出義務がありません。)

「不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書」の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が 15 万円を超える場合です。

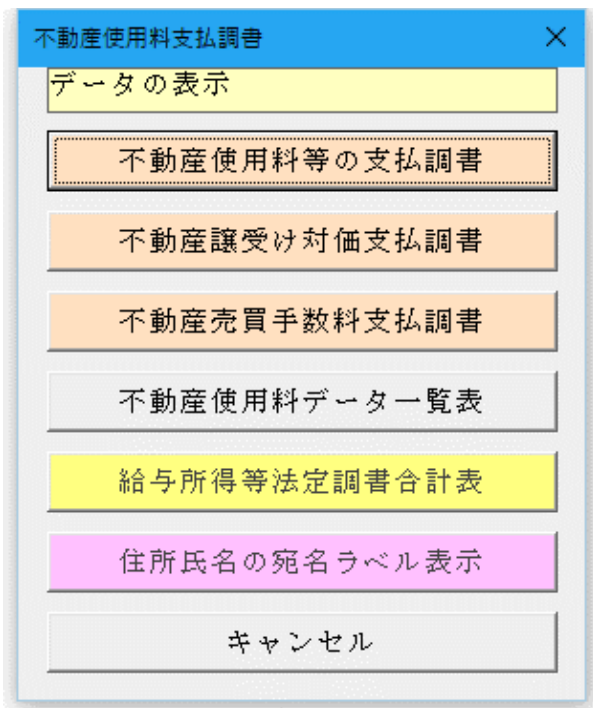
この 15 万円は消費税及び地方消費税の額を含めて判断しますが、消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合はその額を含めないで判断することができます。

また、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払の確定する手数料に係る支払調書から、マイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

「不動産の使用料等の支払調書」の「あっせんをした者」欄または「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の「あっせんをした者」欄にすでに記載して提出している場合はこの支払調書の提出は省略できます。

■ 「表示」と「印刷」メニュー

■ 「不動産使用料支払調書」システムの「表示」と「印刷」メニュー



- 「不動産使用等の支払調書」  
「不動産の使用料等の支払調書」のシートを表示します。
- 「不動産譲受け対価支払調書」  
「不動産等の譲受け対価の支払調書」のシートを表示します。
- 「不動産売買手数料支払調書」  
「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」のシートを表示します。
- 「不動産使用料データ一覧表」  
「不動産の使用料等の支払調書」のデータを一覧表形式で作成します。
- 「給与所得等法定調書合計表」  
「法定調書合計表」の不動産関連の部分を作成しれ表示します。
- 「住所氏名の宛名ラベル表示」  
「不動産の使用料等の支払調書」の支払いを受ける者の宛名ラベルを表示します。

■ 「不動産使用料、料金、契約金及び賞金の支払調書」のワークシート

■ 「不動産の使用料等の支払調書」

平成29年分 不動産の使用料等の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東		個人番号又は法人番号	
	氏名又は名称	大田 四郎		1 2 5 1 4 5 2 8 5 2 0	
区分	物件の所在地	細目	計算の基礎	支払金額	
家賃	福岡市博多区博多駅西	鉄骨造2階建店舗	120㎡(1月～12月)月 200,000	2,400,000 円	
地代	福岡市中央区天神	宅地	300㎡(1月～12月)月 50,000	600,000	
更新料	同上	同上	300㎡ 1㎡15,000	4,500,000	
(摘要)					
あっせんした者	住所(居所)又は所在地			支払確定年月日	あっせん手数料
	氏名又は名称				円
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都港区虎ノ門 虎ノ門ヒルズ		個人番号又は法人番号	
	氏名又は名称	株式会社 サンプルデータ (電話) 03-1234-9999		9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6	
整理欄	①	②			

個人番号又は法人番号(12桁)を記載する場合には、右枠で記載し

■ 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」

平成29年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	札幌市中央区大通西				
	氏名又は名称	内山 五郎	個人番号又は法人番号 8 1 2 5 8 9 6 5 6 3 2 0			
物件の種類	物件の所在地	細目	数量	取得年月日	支払金額	
土地	札幌市中央区大通東	宅地	165㎡	H29.3.16	25,000,000円	
(摘要)						
29.2.12 現金 2,000,000						
29.3.15 小切手 23,000,000						
あっせんをした者	住所(居所)又は所在地	札幌市西区鳥居通		支払確定年月日	あっせん手数料	
	氏名又は名称	大手不動産		H29.2.28	円	
個人番号又は法人番号	8 2 2 1 4 5 2 0 9 6 7 8		850,500			
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都港区虎ノ門 虎ノ門ヒルズ				
	氏名又は名称	株式会社 サンプルデータ (電話) 03-1234-9999		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6		
整理欄		①	②			

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右端で記載し

■ 「不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書」

平成29年分 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地	熊本市中央区2丁目				
	氏名又は名称	山田 七郎	個人番号又は法人番号 9 1 2 5 8 7 4 0 5 2 3 1			
区 分		支払確定年月日		支払金額		
譲渡		H29.12.6		850,500円		
あっせんに係る不動産等	物件の種類	物件の所在地	数量	取引金額		
	土地	熊本市天神町	165㎡	25,000,000円		
(摘要)						
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都港区虎ノ門 虎ノ門ヒルズ				
	氏名又は名称	株式会社 サンプルデータ (電話) 03-1234-9999		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6		
整理欄		①	②			

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右端で記載します。

■ 「不動産使用料の支払調書の一覧表」のワークシート

■ 「不動産の使用料等の支払調書データの一覧表」

不動産の使用料等の支払調書データ一覧表

シート印刷 表示終了

不動産の使用料等の支払調書データ一覧表

住所又は所在地	氏名又は名称	区分	物件	細目	支払金額
福岡県福岡市博多区博多駅東	大田 四郎	家賃	福岡市博多区博多駅西	鉄骨造2階建店	2,400,000
		地代	福岡市中央区天神	宅地	600,000
福岡県福岡市中央区天神	遠藤 芳郎	更新料	同上	同上	4,500,000
		家賃	福岡市中央区天神	マンション	1,200,000
合 計 金 額					8,700,000

■ 「法定調書合計表」のワークシート

■ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表・給与等の支払状況内訳書の表示

この画面でデータの変更はできません。

法定調書合計表の作成用に参考データを表示します。

シート印刷 表示終了

賞 金 (8号該当)				
	実	実		
うち支払調書を提出するもの				
区 分	件 数	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	(摘要)
うち、所得税計算(19年10号)に 該当する内国法人に該当する賞金				該当なし
災害減免法により 徴収猶予したもの	人 員	猶 予 税 額		

**4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)**

区 分	人 員	支 払 金 額
使用料等の 総額	2	8,700,000
うち支払調書 を提出するもの (摘要)	2	8,700,000

**6 不動産の売買又は貸付があっせん手数料の支払調書合計表 (314)**

区 分	人 員	支 払 金 額
あっせん手 数料の総額	2	1,300,500
うち支払調書 を提出するもの (摘要)	2	1,300,500

**5 不動産の譲受けの対価の支払調書合計表 (322)**

区 分	人 員	支 払 金 額
譲受けの対価 の総額	2	67,600,000
うち支払調書 を提出するもの (摘要)	2	67,600,000